

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和4年6月30日(木) 午前9時30分から午前10時5分
会議場所	糸魚川市役所 201・202 会議室
出席委員	<p>【農業委員(出席17名、欠席2名)】 出席委員：1番齊藤健一郎委員、2番片山敏隆委員、3番大島博委員、4番恩田正平委員、5番園田岳彦委員、6番松澤一久委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番鷺澤茂雄委員、10番伊藤眞一委員、12番井上二郎委員、13番齋藤登委員、14番稲葉淳一委員、15番齋藤清美委員、17番川内敏夫委員、18番松澤隆一委員、19番樋口佐登子委員 欠席：11番福田幸生委員、16番川合次夫委員</p> <p>【農地利用最適化推進委員(出席要請有、出席16名、欠席2名)】 出席委員：2番加藤保委員、3番渡邊甚一郎委員、4番木嶋昇委員、5番相澤厚夫委員、6番松木秀夫委員、7番猪又則雄委員、8番伊井一夫委員、9番山岸寛幸委員、10番猪又正巳委員、11番加藤政人委員、12番小島隆委員、13番山本民男委員、14番田中清委員、15番日馬吉雄委員、16番山崎順一委員、18番白澤実委員 欠席：1番伊藤力委員、17番草間芳隆委員</p> <p style="text-align: right;">(以上 出席33名)</p>
	出席職員
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	17番 委員
	18番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

- 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いのこについて
No.1 1件
- 報告第2号 農地の休耕及び増反届について
No.3 1件
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
No.20～No.21 2件
- 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について
No.801～No.804 4件

日程第3 付議事項

- 議 第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
No.5014～No.5016 3件
- 議 第2号 農用地利用集積計画案について
No.36～No.46 11件
- 議 第3号 農用地利用配分計画案に係る意見について
No.4～No.7 4件

日程第4 その他

- ア 次回農業委員会の日程について
イ その他

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長	<p>お疲れさまです。 それでは、時間がまいりましたので、農業委員会を開催させていただきます。本日の欠席通告委員は、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員の2名です。 なお、本日は推進委員にも出席を要請しています。定数に達しておりますので、これから会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">日程第1＝議事録署名委員の指名について</p>
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしのご発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、17 番川内敏夫委員、18 番松澤隆一委員を指名いたします。</p> <p style="text-align: center;">日程第2＝報告事項</p>
議長	<p><報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて> 報告第1号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて説明を求めます。</p>
石曽根主査	<p>報告いたします。議案の1頁をご覧ください。 1 番糸魚川地区、上刈2丁目の3筆 289 m²について、庭園敷地になっております。 以上で、報告を終わります。</p>

議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 石曽根主査	<p><報告第2号 農地の休耕及び増反届について> 報告第2号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。議案の2頁をご覧ください。 3番磯部地区、徳合地内の13筆3,601㎡について、労力不足のため、休耕しております。 以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長 石曽根主査	<p><報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について> 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について説明を求めます。 報告いたします。議案の3頁をご覧ください。 20番西海地区、田中地内の2筆1,988㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 21番西海地区の件ですが、田中地内の1筆1,964㎡について、労力不足のため解約し、その後は他の方に貸し付けるものです。 以上で、報告を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は、原案のとおり承認することに決しました。
議長	<p><報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について> 報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。</p>

伊藤主査	<p>説明いたします。議案の4頁をご覧ください。</p> <p>801 番上早川地区、大平地内の3筆3,239㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、笹倉温泉下側、市道湯川原線と農道湯川内1号線に挟まれた場所です。申請人は、区画を広げ作業効率の向上を図りたいものです。</p> <p>802 番上早川地区、大平地内の2筆3,253㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、笹倉温泉下側、市道湯川原線と農道湯川内1号線に挟まれた場所です。申請人は、区画を広げ作業効率の向上を図りたいものです。</p> <p>803 番上早川地区、大平地内の1筆2,159㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、笹倉温泉下側、市道湯川原線と農道湯川内1号線に挟まれた場所です。申請人は、隣接農道との高さを合わせ利便性の向上を図りたいものです。</p> <p>804 番上早川地区、大平地内の3筆2,453㎡について、嵩上げしたいものです。地図のNo.1をご覧ください。申請地は、笹倉温泉下側、市道湯川原線と農道湯川内1号線に挟まれた場所です。申請人は、区画を広げ作業効率の向上を図りたいものです。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしのご発言をいただきましたので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第2の報告事項を終了いたします。</p> <p>続いて、日程第3の付議事項について、審議に入ります。</p>
議長	<p>日程第3＝付議事項</p> <p><議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について></p> <p>議第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明を求</p>

	<p>めます。</p> <p>説明いたします。議案の5頁をご覧ください。</p> <p>5014 番糸魚川地区、横町4丁目の2筆1,209㎡について、宅地造成のための、所有権移転による売買となります。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中ノ切1号線沿いの場所です。譲受人は、宅地6区画を造成したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5015 番糸魚川地区、横町4丁目の1筆753㎡について、宅地造成のための、所有権移転による売買となります。地図のNo.2をご覧ください。申請地は、市道中ノ切1号線沿いの場所です。譲受人は、宅地3区画を造成したいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p> <p>5016 番能生地区、能生地内の3筆330㎡について、倉庫・車庫敷地のための、所有権移転による売買となります。地図のNo.3をご覧ください。申請地は、市道能生線沿いの場所です。譲受人は、営んでいる電気店の在庫管理用倉庫・業務車両及び自家用車の置場としたいものです。農地の区分は、エ(ア)-b-(c) (都市計画法の用途地域、第1種住居地域である。)に該当し、資力及び信用、用途に遅滞なく供する確実性、計画面積の妥当性、周辺農地の営農条件への支障有無の検討事項に問題はないと見込まれます。</p>
議長	<p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>

議長	<p><議第2号 農用地利用集積計画案について></p> <p>議第2号 農用地利用集積計画案について、11件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが1件ございます。まず、稲葉委員の案件を先に審議しますので、稲葉委員の退席を求めます。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔稲葉委員退席〕</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の7頁をご覧ください。</p> <p>44番能生谷地区、榎地内の6筆4,585㎡について、更新となります。以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p>
議長	<p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔稲葉委員着席〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の6頁をご覧ください。</p> <p>36番下早川地区、谷根地内の1筆858㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>37番大和川地区、大和川地内の7筆2,415㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>38番西海地区、田中地内の2筆1,988㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>39番西海地区、田中地内の1筆1,964㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>40番西海地区、田中地内の1筆1,312㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>41番西海地区、水保地内の1筆1,138㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>42番大野地区、大野地内の2筆2,058㎡について、借り受けて規模拡大となります。</p> <p>43番根知地区、東中の3筆5,841㎡について、更新するものです。</p>

議長	<p>45 番上早川地区、中川原新田の6筆 12,098 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>46 番根知地区、蒲池、大神堂の3筆 2,700 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社が借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p><議第3号 農用地利用配分計画案にかかる意見について></p> <p>議第3号 農用地利用配分計画案にかかる意見について、4件ございます。このうち、会議規則第10条の議事参与の制限に該当するものが2件ございます。まず、恩田委員の案件を審議しますので、恩田委員の退席を求めます。</p> <p>〔恩田委員退席〕</p>
議長 木嶋主任主事	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p> <p>4 番上早川地区、中川原新田の6筆 12,098 m²について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p> <p>異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p> <p>〔恩田委員着席〕</p>
議長	<p>次に加藤委員の案件を審議します。加藤委員の退席を求めます。</p> <p>〔加藤委員退席〕</p>
議長 木嶋主任主事	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p>

議長	<p>5番根知地区、蒲池、大神堂地内の3筆2,700㎡について、農地中間管理事業により新潟県農林公社から借り受けるものです。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問・ご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長 木嶋主任主事	<p>〔加藤委員着席〕</p> <p>その他の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>説明いたします。議案の10頁をご覧ください。</p>
議長	<p>6番根知地区、山寺の3筆1,134㎡について、農地中間管理事業での移転となります。</p> <p>7番根知地区、山寺の2筆2,638㎡について、農地中間管理事業での移転となります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶものあり〕</p>
議長	<p>無いようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。</p> <p>〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕</p>
議長	<p>異議なしと認めます。ご質問並びに地区担当委員のご意見がございませんので、本案件は原案のとおり承認することに決しました。</p>
議長	<p>以上をもちまして、日程第3の付議事項を終了いたします。</p> <p>続いて日程第4のその他に入ります。</p>
議長	<p>日程第4＝その他</p> <p>ア 次回農業委員会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 7/29(金) 午前9:30～ 市役所201・202会議室

<p>木嶋主任主事</p> <p>議長</p>	<p>イ その他</p> <ul style="list-style-type: none">・公務災害補償制度の加入について <p>他に意見がないようですので、以上で閉会といたします。 慎重審議をいただき大変ありがとうございました。</p>
-------------------------	---